

**「第3期岡山県障害者計画(だれもが輝く☆おかやまスマイルプラン)」(素案)
に対する意見の概要と県の考え方について**

平成27年11月13日から平成27年12月14日までの間、標記計画素案について、岡山県民提案制度(パブリック・コメント)により、ご意見を募集したところ、次の19件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。

貴重なご意見ありがとうございました。

I 啓発・広報・社会参加

No.	意見の概要	県の考え方
1	<p>障害を持った幼児児童生徒への周囲の思いやりや助け合いの心は、実際の交流や日々の暮らしの中で培われていくものである。机上の空論で理想を学習しても、実際の行動に反映させることはなかなかできない。</p> <p>指導の現場に柔軟性を持たせ、幼児児童生徒のベストの形で教育活動が進めていけるようスマイルプランが実効性のある取り組みになるよう希望する。</p>	<p>指導の場は固定的なものではなく、障害のある子どもにどのような力を身につけさせるのか、そのためには特別支援学級や通常学級など効果的な指導の場はどこなのかということを校内で検討して、個別の教育支援計画等に明記し取組を進めてまいります。</p>
2	<p>「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流活動を一層進めること」に関しては、「共に学ぶ活動を積極的に」に変更していただきたい。</p> <p>その、理由は以下の3点である。</p> <p>①障害者権利条約第24条「障害のある人が障害を理由として一般教育制度から排除されないこと」とあること。</p> <p>②障害者基本法第16条「可能な限り障害者である児童および生徒が障害者でない児童および生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ」とあること。</p> <p>③2011年6月15日の衆議院内閣委員会議事録で末松副大臣が、基本法第16条の趣旨を、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」と書いてあること。</p>	<p>御指摘のように障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学ぶことは、両者が経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育て、多様性を尊重する心を育むことになることから、「交流活動」を「交流及び共同学習」と修正します。</p>

資料 1

No.	意見の概要	県の考え方
3	<p>障害者基本法、障害者差別解消法などの法整備がされ、昨年障害者権利条約の批准がなされた。学校教育に関連してみると、それらの法に一貫しているのは「障害児も健常児も共に学ぶ」ということである。障害児を支援学校又は支援学級へ「分ける」方向から「共に」の方向へ大きく転換を図ることとされている。</p> <p>「第2章 I - 2 - (2) 学校教育及び社会教育の充実」の冒頭に、「障害児も健常児も共に学ぶことを基本とする」そしてそのための「仕組みを作り、障害児を一般の教育制度から排除しない。」と書き加えていただきたい。</p>	<p>障害者の権利に関する条約第24条では、「障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと」と示されておりますが、「教育制度一般」には特別支援学級や特別支援学校も含まれているとされております。また、インクルーシブ教育システムの考え方は、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの能力や可能性を最大限伸ばしていくために、通常学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校等の多様な学びの場の充実も求められていることから、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p>

II 生活支援

No.	意見の概要	県の考え方
4	<p>グループホームの整備に関して、都市計画法による市街化調整区域内の賃貸建物を活用できようにしていただきたい。</p>	<p>市街化調整区域の立地規制は、都市計画法に基づく開発許可制度により地域の実情等に応じ、各開発許可権者の責任において適切に運用しているところであり、県としては、貴重なご意見として今後の運用の参考とさせていただくとともに、他の開発許可権者に対し、こうしたご意見があった旨を伝達することとします。</p>
5	<p>就労継続B型サービス利用者が生活介護サービスを希望しても、介護保険優先で65歳を過ぎると継続して利用できなくなるため、利用を控える現状がある。利用者の状況に応じて生活介護サービスを利用できるようにしてほしい。</p>	<p>「高齢の障害者に対する支援の在り方」に関して国において検討されている制度見直しにも適切に対応し、障害のある人の状況に応じた適切な支給決定が行われるよう、介護保険と障害福祉サービスの適切な利用の推進に努めます。</p>

IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等

No.	意見の概要	県の考え方
6	<p>「第2章 IV-1-(4)② 教員の専門性の向上」の取組の中に「先達の経験を若い世代へ伝達する時間を確保する。」という内容を入れていただきたい。</p> <p>経験が豊富な先生の世代が高齢化し、若い世代の先生方にその経験について十分伝達できていない状況であることを理解していただきたい。特別支援教育はそれまでの指導者の経験がものを言う場面が多い。今現場が多忙で、若い先生は先輩の先生方に教えを乞う時間がない。先達の経験を伝えることができるような時間が確保できるように、その他の事業についてスクラップ&ビルドしていただきたい。</p>	<p>障害者差別解消法をはじめ、直接子どもに影響する新たな教育課題への対応が求められていることから、その指導のための教員研修の機会の提供は必要であると考えています。ご指摘頂いた内容は重要な視点ですが、ベテラン教員と若手教員とが共に育つような研修とするなど、効果的・効率的な研修とするよう努めていくこととしており、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p>
7	<p>「可能な限り合意形成を図った上で合理的配慮を決定し、提供されることが望ましい」とあるが、保護者の意見と教育委員会の思いが簡単に合意できるとは考えにくい。合理的配慮が、合理的排除にならないようお願いしたい。</p> <p>また、障害のある人とない人が同じ場で共に学ぶことは大変であることは理解しているが、このことをしっかりどの学校であっても行えるように、学校の整備、教員の配置を考えてほしい。</p>	<p>インクルーシブ教育システムの考え方は、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの能力や可能性を最大限伸ばしていくために、通常学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校等の多様な学びの場の充実も求められていることから、保護者と可能な限り合意形成が図られるよう、インクルーシブ教育システムの構築について、学校・保護者・地域等関係者の理解を深めてまいります。</p>
8	<p>「第2章 IV-2-(2) 高等学校入学者選抜試験における配慮」について、2点の変更を要望する。</p> <p>①「障害のある生徒の高等学校への進学に対応するため」を「共に学ぶことを前提にして高等学校においても、知的障害をはじめ様々な障害のある生徒を積極的に受け入れるようにするため」とすること。</p> <p>②「個別の状況に応じた入学者選抜における配慮を行います。」を、「定員内不合格を出すことはあり得ないことを前提にして、個別の状況に応じた入学者選抜における配慮を行います。」とすること。</p>	<p>障害等により特別な配慮を必要とする志願者については、本人の障害の状況等を踏まえ、必要な配慮を行っています。</p> <p>また、高等学校の入学については、入学者の選抜に基づいて、校長が許可することになっており、中学校等の校長から提出される調査書、学力検査・面接・実技の結果及び自己申告書等を資料として、各高等学校の科・コースの特色を考慮して総合的に判断していることから、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p>

資料 1

No.	意見の概要	県の考え方
9	<p>「特別支援教育」は「本人の教育的ニーズ」「一人一人の教育的ニーズに対応」などが強調されすぎており、「分離」「排除」の方向に進みかねない。2016年4月施行の障害者差別解消法からすると、「特別支援学校」や「特別支援学級」そのものが「分離」「排除」の理論、そしてその実態をつくることになる。そのことから、学校現場では現実と理想のギャップが大きすぎ、混乱をもたらしている現状もある。今後は、インクルーシブ教育を推進する方向を明確に打ち出し、方向転換を明記すべきである。</p>	<p>インクルーシブ教育システムの考え方は、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの能力や可能性を最大限伸ばしていくために、通常学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校等の多様な学びの場の充実も求められています。このため、「特別支援学校」や「特別支援学級」は「分離」「排除」の理論に基づくものではありません。同じ場で学ぶことを目指す場合は、障害のある子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかが本質的な視点であると考えております。</p>
10	<p>「第2章 IV－ 1－ (1)インクルーシブ教育システムの理念に基づく就学先決定への取組」の2行目を「教育的ニーズ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育学、医学・・・」としていただきたい。</p>	<p>就学先決定については、原案中にも、本人・保護者の意見を最大限尊重するとしており、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p>
11	<p>「第2章 IV－ 1－ (2)障害のある児童生徒に対する適切な合理的配慮の提供・(3)多様な学びの場の充実」の中の多様な学びの場に、小・中学校の通常学校だけでなく「地域の県立普通高校の門戸を開くこと」と加えていただきたい。</p>	<p>高等学校の入学については、入学者の選抜に基づいて、校長が許可することになっており、中学校等の校長から提出される調査書、学力検査・面接・実技の結果及び自己申告書等を資料として、各高等学校の科・コースの特色を考慮して総合的に判断していることから、「定員枠」を設けることは困難であり、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。</p> <p>なお、高等学校において通級のような形態で指導を行うことも視野に入れ、県内の高等学校を指定してモデル研究を行っているところ です。</p>

No.	意見の概要	県の考え方
12	「IV 教育・文化芸術活動・スポーツ・国際交流等」の数値目標項目に、「県立高校に地域の高校に就学を希望する生徒を受け入れる」を加え、その目標数値に「100%」、目標年度H28、所管課を県教育庁「高校教育課」としていただきたい。	高等学校の入学については、入学者の選抜に基づいて、校長が許可することになっており、中学校等の校長から提出される調査書、学力検査・面接・実技の結果及び自己申告書等を資料として、各高等学校の科・コースの特色を考慮して総合的に判断していることから、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。
13	随所に記載されている「合理的配慮の提供」についてはその不提供が差別となることを周知し、県及び市町村が「財政状況」を理由にあげ「合理的配慮の不提供が許されるようなことがないよう」明記していただきたい。	合理的配慮は、障害のある子どもが十分な教育を受けられるために提供されるものであり、御指摘の「合理的配慮の不提供」については、事例によっては差別に該当する場合もありうることを周知してまいります。 なお、合理的配慮については、均衡を失った又は過度の負担を課さないものとされていることから、原案のとおりとさせていただきたいと考えております。

V 雇用・就業、経済的自立の支援

No.	意見の概要	県の考え方
14	就労移行支援事業の役割が拡大しているにもかかわらず、事業所自体が減少傾向にある。一般就労への移行実績が問われることも一因と思われる。現状では数値目標の達成は難しいため、適切な対応をお願いしたい。	一般就労への移行については、障害者就業・生活支援センターが中心となって、効果的な支援方法の普及等に取り組むこととしており、就労移行支援事業所も含めて関係機関が連携し、目標の達成を目指したいと考えています。

VI 保健・医療

No.	意見の概要	県の考え方
15	<p>【難病に関する意見】</p> <p>①かかりつけ医と入院・治療のできる総合病院との連携が徹底されることを望む。</p> <p>②受給者証の(自己負担上限額の)記載方法が周知徹底されておらず、患者の不利益が生じているケースもあるので、医療機関と連携をとってほしい。</p>	<p>① 難病医療連絡協議会が行う入院調整等により、引き続き、難病医療の確保に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>② 受給者証の自己負担上限額の記載方法については、医療機関からの電話によるお問い合わせへの対応のほか、県のホームページに具体的な記載方法を載せています。引き続き医療機関へ記載方法の周知を図ってまいりたいと存じます。</p>

VIII 安全・安心

No.	意見の概要	県の考え方
16	<p>災害時の難病患者等の行動・支援マニュアルについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者等の特性を考えた新たな課題がでてきているので、再考の余地がある。 ・疾患名などの修正・訂正をお願いしたい。 	<p>災害時の難病患者等の行動・支援マニュアルについては、ご意見等を踏まえ見直しを検討してまいりたいと存じます。</p>

その他

No.	意見の概要	県の考え方
17	<p>【アンケート(県民意識調査)】</p> <p>障害者計画素案に記載されていたアンケートについて、項目が列挙されていて、なぜそう思うのか理由が書かれていない。身体障害・知的障害・精神障害(発達障害)・難病で生きづらさや苦しい事は異なる。その文章全体を読んでもらわないと理解が得られないと思う。</p>	<p>アンケート(県民意識調査)については、市町村で無作為抽出した一般県民に対して、選択式のアンケート用紙を郵送して回収・集計したものです。</p> <p>障害のある方々については、計画策定にあたって、身体・知的・精神障害(発達障害含む)・難病の各障害者団体の方々から直接お話を伺いました。その中で、障害のある人の現状や様々な課題、御意見等を承り、計画素案に追加して明記するなど、障害のある人に関する施策の推進に反映させていただいています。</p>

No.	意見の概要	県の考え方
18	<p>【岡山県障害者施策推進審議会】 岡山県障害者施策推進審議会委員の中にも当事者がいると思うが、その委員が、どのくらいの発言力と力があるのか疑問である。</p>	<p>岡山県障害者施策推進審議会は、障害者基本法に基づき設置している合議制の機関で、障害のある人、障害福祉関係者、学識経験者、行政機関等で構成されています。県における障害のある人に関する施策の推進について必要事項を調査審議するとともに、障害者計画を定めるときは、審議会の意見を聴くこととなっています。</p> <p>今回の計画策定においても、3回の審議会を開催し、各委員からの御意見を計画に明記する等、障害者施策に反映しております。また、今後の計画の実施にあたっては、委員からの御意見を伺いながら推進してまいります。</p>
19	<p>難病患者に関しては、患者自身でなければ分からない「苦」がある。表面に出ない分、十分な配慮が必要だ。説明会を行う際は、有意義な話し合いができるよう十分な配慮をしてもらいたい。</p>	<p>説明会を行う際は、説明内容や説明時間等、難病患者の方の体調面などに充分配慮し、有意義な話し合いができるよう努めたいと存じます。</p>